

放課後児童クラブ延長保育のご案内

就労する保護者の方の利便性の向上を図るため、延長保育を実施しております。必要な方は、株式会社アンフィニに申請していただく必要がありますので、下記のとおりご案内いたします。

記

- 1 延長保育時間 午後6時30分から午後7時まで
- 2 延長保育料 なし
- 3 対象となる世帯 就労等により午後6時30分までに児童のお迎えに来られない世帯
- 4 提出書類 伊奈町児童クラブ利用時間延長申請書
*申請書内の「利用時間の延長を必要とする理由」は、具体的にご記入ください。また、時間外勤務（残業）等特記すべきことがある場合は「利用時間の延長を必要とする理由」の欄に記入してください。
*就労証明書等には、勤務時間・通勤時間等記載事項をもれなく勤務先等に記入してもらってください。
*前回、延長保育の申請をした方も再度申請が必要です。
- 5 対象期間 令和8年4月1日～令和9年3月31日
*今回の申請は令和8年度のみ有効となります。
- 6 その他 ※延長保育の必要性を審査し、決定通知書を各保護者に送付します。
※延長保育の必要がなくなった場合は、「延長保育辞退申出書」を提出してください。

※延長保育が決定された児童でも午後7時以降は預かることができませんので、必ず午後7時までにお迎えに来てください。どうしても間に合わない場合はファミリーサポート等をご利用ください。

お問い合わせ 株式会社アンフィニ埼玉支店
048-793-4012